

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年2月22日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

（審査請求書原文のまま）

身体保護であるから廃止決定は不当である

生活議録にのっていることをやっているから違法である

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月26日	諮問
平成30年 9月21日	審議（第25回第1部会）
平成30年10月18日	審議（第26回第1部会）
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

そして、法26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、被保護者に通知しなければならないと規定している。

- (2) 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）は、「第3 資産の活用」の項において、「要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場

合には、提出を求めること。」としている。

- (3) 同じく地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法の処理基準とされる「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、「第 3 資産の活用」の問 18 「生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。」の答において、「当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」としつつ、「被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について指導助言を行うこと。」とし、また一方、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」としている。
- (4) また、課長通知は、「第 10 保護の決定」の問 12 「法第 26 条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。」の答の「2 保護を廃止すべき場合」において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき。」又は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」は、法 26 条の規定に基づき保護を廃止すべきであるとしている。
- (5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2017」（以下「運用事例集」という。）は、「被保護者の累積金

について」(問8-34)において、被保護者が相当額の預金を保持していることが判明し、保護費が累積した結果と確認された場合、当該被保護者の累積金についてどのように取り扱うべきかについて、以下のように、実施機関の参考となる指針を示している。

まず、「1 預貯金の目的等の確認」として、「保護の趣旨目的に沿って、以後の自立(就労自立、日常生活自立、社会生活自立等)のために充てられるものであるか確認する。法の趣旨目的に沿ったものであれば、収入認定等を行わない。」として、単に将来の出費に備えるための蓄財等ではなく、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った備えであるかを確認するものとしている。

確認の結果、「2 特に目的等がなく単に累積したものである場合」として、「保護費を繰越しして一定額を超える預貯金を保有するに至った経緯には、単に節約を図っただけでなく、食事や衣料品等の生活必需品を極度に切詰めた生活をしてきた結果、当該保護世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じている可能性が推測される。『一定額を超えた場合』については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう、指導助言する。」「必要に応じては、自立更生計画書等の作成を通じて累積金の費消目的を定めながら、より安定した自立の助長を促すことが望ましい。」とした上で、「当該世帯の最低限度の生活に欠ける部分を補っても、なお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定した上で、生活最低基準をまかなう費用として活用を求めることとなる。」、そして、「この際、①停廃止を行う場合、②分割して収入認定する場合の2通りの処理が想定される」ものとしている。

さらに、「3 本問答にいう『一定額』の基準(目安)」として、「目安としては、累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の停廃止の期間の考え方を用いれば、当該世帯の最低生活費の概ね6か月分相当の額に達した場合と考えられる。」としている。

運用事例集による上記取扱いの内容は、課長通知における預貯金の取扱い及び保護廃止の基準（上記(3)及び(4)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、平成29年3月14日及び同年12月4日の請求人から処分庁宛ての資産申告書に各記載された預金の額及び本件通帳に記載された残高を確認することによって、請求人に多額の資産があることが判明した。そのため、同資産の保有目的について、担当職員が請求人に尋ねてこれを確認する等したが、請求人から購入予定があると示された衣類等の金額も預金残高と比較して著しく少額であり、他に特段の使用目的があるものと認められなかったこと、また本件処分の前日である平成30年2月21日に確認した本件預金（2,015,347円）が、請求人の最低生活費128,370円の6か月分を大幅に超過していたことから、処分庁は、当該資産（本件預金）は保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えであると認めることはできず、また、請求人については、本件預金の保有により、生活に困窮する者とは認められない状態となっていると判断し、法26条の規定に基づき、保護の廃止を決定したことが認められる。

本件処分に至る上記経過は、課長通知（1・(3)及び(4)）及び運用事例集（1・(5)）により示された取扱いに沿っているものであって、法の運用として適正かつ妥当なものと認められるから、本件処分は、結局、上記1・(1)の法令の定めに従ってなされたものと言うことができ、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

なお、本件処分の通知書には、廃止の理由として、「・その他の理由により ・累積金が一定額を超えたため。」との記載がなされているが、この記載では、請求人において直ちに理由を正確に十分理解することはできないと考える。処分庁においては、今後、処分理由の記載については、「あなたの預金額があなたの最低生活費の6か月分を超えていると判明したため」等、被処分者が、その内容を容易に理解できるよう

な表現に改めることが望ましい旨付言する。

3 請求人の主張について

請求人の主張は明確ではないが、要するに、本件預金の保有について福祉事務所が指導することは不当であり、一定額を超えたという理由で保護を打ち切るとは違法であるとするものと解せられる。

請求人の本件預金の保有については、特段の具体的な使用目的が認められないところから、結局、将来の出費に備えるための蓄財であると解さざるを得ないものであるところ、その額（2,015,347円）を、請求人の1月当たりの最低生活費（128,370円/月）で除すると、15月分を超えるに至っているものである。そうすると、いかに生活上の不安を回避するためであろうとも、利用可能な多額の資産を保有しながらこれを利用しないまま、法による保護を受けようとすることは、保護の補足性の原則（法4条参照）に反し、法の趣旨に沿ったもの評価することはできないものである。したがって、本件預金の保有を理由として請求人の保護を廃止した本件処分は、上記2のとおり、法令等の定めにもとってなされたものと認められるものである。

また、請求人は、反論書において、生活保護が廃止されると、生活保護受給中の者を対象として実施されている、上下水道料金の減免や都営交通の無料乗車券の交付などのサービスが受けられなくなることも、追加して主張している。しかしながら、生活保護の制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するものであるところ（法1条）、最低限度の生活を実現するに必要な保護は、具体的には、個々の要保護世帯に対して、法8条の規定により厚生労働大臣の定める保護の基準により、実施されることとなっているものである。したがって、生活困窮者に対して、保護の実施を行うかどうか、保護を継続する必要があるかどうかを判断するに当たって、保護の基準の範囲外における別途の政策として、保護の実施機関には当たらない行政部局等によって行われている、上下

水道料金の減免や都営交通の無料乗車券の交付などのサービスが受けられるか否かを考慮することは、保護の実施機関に対して要求されているものではないと解せられる。

なお、請求人は平成30年2月から年額688,134円の老齢厚生年金を受給することとなったため、月額に換算すると57,344円相当の収入が新たに生じることになる。そうとすると、その収入を利用することによって最低限度の生活を賄ってなお不足する金額は、最低生活費128,370円との差額である71,026円ということになり、当該不足分を補うについて本件預金2,015,347円を利用するとすれば、計算上は28月にわたって最低生活を維持することが可能ということとなる。このことから、保護が廃止されることによって請求人の生活が困窮するということは、当面のところ考え難いものであり、本件処分を取消すべき理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹